

# 群馬県立文書館の設置に関する条例

制 定	昭和 57 年 3 月 31 日
	条例第 9 号
最 終	令和 2 年 3 月 27 日
改 正	条例第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、群馬県立文書館の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 郷土についての歴史的価値ある文書及び記録並びに群馬県公文書等の管理に関する条例（令和 2 年群馬県条例第 15 号）第 2 条第 4 項に規定する特定歴史公文書等その他必要な資料（以下「文書」という。）を収集し、及び公文書館法（昭和 62 年法律第 115 号）の趣旨にのっとり当該文書の管理を行うとともにその活用を図り、もって教育、学術及び文化の発展に寄与するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 30 条の規定により、群馬県立文書館（以下「文書館」という。）を前橋市に設置する。

(業務)

第 3 条 文書館は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 文書の収集、整理及び保存に関すること。
- (2) 文書の閲覧その他の利用に関すること。
- (3) 文書に関する調査研究に関すること。
- (4) 資料集等の編さん及び刊行に関すること。
- (5) 文書に関する専門的な知識の普及啓発に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、文書館の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(職員)

第 4 条 文書館に、館長その他必要な職員を置く。

附 則

この条例は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 3 月 27 日条例第 9 号）

この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 27 日条例第 15 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。